

岡崎大学懇話会事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内7大学（愛知学泉大学・愛知学泉短期大学、愛知産業大学・愛知産業大学短期大学、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学、人間環境大学）で構成された岡崎大学懇話会が有する知的資産や研究機能を活用し、まちづくりの視点から地域との連携活動や大学間連携を通して地域の課題解決や地域文化の発展へ貢献し、地域活性化を目指すことを目的とする。

（補助金の交付）

第2条 岡崎大学懇話会が前条に定める目的の達成のために行う事業の実施に必要な経費を補助するため、予算の範囲内において岡崎大学懇話会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（規則との関係）

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第4条 この要綱において「岡崎大学懇話会」とは、市内7大学で組織された会をいう。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、岡崎大学懇話会が行う地域活性化に資する事業とする。

2 補助対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、前条に定める事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 人件費、食糧費、施設整備等に関する経費は、対象としない。

3 第1項の規定に関わらず、国、県、地方公共団体、民間団体等から他の制度による補助金の交付を受けている経費については、補助の対

象としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合算額に2分の1を乗じて得た額（千円未満は切捨て）以内とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、岡崎大学懇話会事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、補助対象事業に着手する前までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、岡崎大学懇話会事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知をするものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に市長に届出をしなければならない。

（変更等の承認）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ岡崎大学懇話会事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の額の20%を超える額を減額するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることがより能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、岡崎大学懇話会事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した岡崎大学懇話会事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

（事故報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎大学懇話会事

業費補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、その事業が完了した日から起算して30日が経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 事業に支出した経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第16条 市長は、前条に定める実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎大学懇話会事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者からの請求により支払うものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 前項ただし書きの概算払を受けようとするときは、第9条で交付決定を受けた額をもって補助金の概算払の請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、第12条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第9条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行

為をした場合

- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限りでその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象経費
助成金	産学官共同研究助成金
消耗品費	事務用消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
使用料	会場使用料
通信運搬費	郵便料金、宅配便代
その他	その他事業の実施に直接必要と市長が認める経費